

委員長の選挙について

議事運営のため、次期委員長の決定を求める。

2015年(平成27年)4月22日提出

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公 基

任 期

2015年(平成27年)5月1日から2016年(平成28年)4月30日まで

提案理由

藤沢市教育委員会委員長が2015年(平成27年)4月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、次期委員長の決定を求める。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(委員長)

第12条 教育委員会は、委員(第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。